

《組合員・利用者の皆さんへ》

令和7年7月22日(火) から農機センター業務を

旧長生農機センター(高根支所敷地内)に移転いたします。

令和7年6月1日より、厚生労働省は、近年、猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害の防止を目的に、労働者への「熱中症対策」を義務付ける、労働安全衛生法の規則が改正されました。つきましては、職員の労働環境改善及び事業強化を目的に現農機センターを旧長生農機センター(高根支所敷地内)へ移転します。



★各地区の担当職員は、変更しませんので、今までどおりお伺いさせていただきます。